

第1 目的等

1 津波避難行動指針策定の目的

津波対策の最大目標は津波から「命を守る」ことです。

本指針は、千年に一度あるいはそれよりももっと発生頻度が低いとされる理論上最大想定モデルの地震による津波が発生した場合においても、被害の最小化を図るため、地域や住民の皆様が適切に津波からの避難行動をとっていただくための基本となる内容を示したものです。

なお、本指針において対象とする津波は平成26年8月公表の豊橋市南海トラフ地震被害予測調査（以下「豊橋市2014」という）津波ケース（①、⑥、⑦、⑨の重ね合わせ）及び津波災害警戒区域により想定したものとします。

2 津波避難行動指針の修正

本指針は、新たな被害予測調査結果や課題等が生じた場合、また最新の知見等により修正が必要な場合は、適宜修正を行うものとします。

3 津波避難行動指針の位置付け

本指針は市民等が津波からの円滑な避難を行うための行動要領として定めるものであり、今後、地域ごとに策定していく「地区別津波避難計画」や「事業者等の津波避難計画」の基本となるものです。……（図1）

なお、本指針で対象とする期間は、生命や身体の安全を確保するための下記の期間とします。……（図2）

図1 豊橋市津波避難行動指針の位置付け

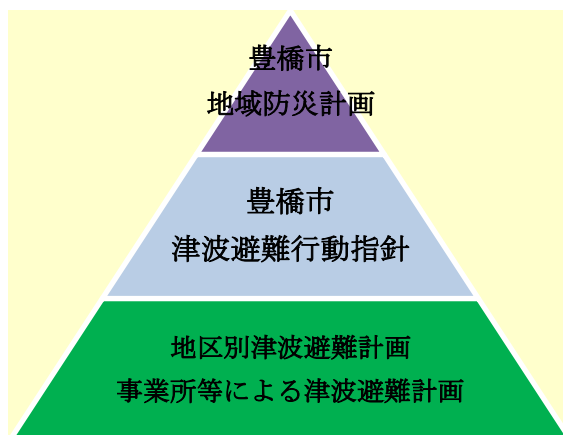


図2 津波避難行動指針の対象とする期間



※原則として津波の発生直後から津波が終息するまでの概ね十数時間を対象とします。

4 用語の意味

本指針において、用いる用語の意味は次のとおりとします。

表1 豊橋市津波避難行動指針において用いる用語の意味

用語	用語の意味等
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときに浸水が及ぶ区域をいう。
津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項及び第4項に基づき、愛知県知事が指定・公示した区域をいう。
基準水位	津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位をいう。
避難行動対象地域	津波が発生した場合に避難行動（垂直避難・水平避難）が必要な地域で、津波浸水想定区域及び津波災害警戒区域に基づき市が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域等よりも広い範囲で指定する。
避難困難地域	津波の到達時間までに、原則徒歩で避難行動対象地域外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。
特定避難困難地域	津波の到達時間までに、原則徒歩で避難行動対象地域外、または避難行動対象地域内の津波避難ビルや津波避難場所に避難することが困難な地域をいう。
避難路	市が設定する避難に利用する道路をいう。
避難経路	自主防災組織、住民等が設定する避難の際に通る経路をいう。
指定緊急避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。災害対策基本法第49条の4の規定に基づき、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するために市が指定するもので、一定期間被災者が滞在する指定避難所と異なり、命を守ることを優先し、緊急的に避難する場所をいう。
避難目標地点	津波の危険から避難するために、可能な限り避難行動対象地域の外に定める場所をいう。生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所とは一致しない場合がある。
津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難行動対象地域内の建物を市が指定する。
指定避難所	住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設をいう。災害対策基本法第49条の7の規定に基づき、原則として市が指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されている施設などをいう。
災害時要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児など、災害応急対策において、特別な支援を必要とする者をいう。
避難行動要支援者	災害時要配慮者のうち、災害が発生又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な者をいう。
広域一時滞在	災害対策基本法第86条の8又は第86条の9の規定に基づき、自治体間の協議により、一つの市町村の区域を越えて被災住民を避難させることをいう。

用 語	用語の意味等
垂直避難	垂直避難とは災害時に身に危険が迫っているが、安全な場所まで避難する時間がない場合、安全な場所と空間を確保するために上下垂直方向に避難することをいう。
水平避難	水平避難とはその場を立ち退いて近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動することをいう。
南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ沿いにおいて異常な現象が観測され、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される情報をいう。
事前避難対象地域	地震発生後では津波からの避難が間に合わないおそれがあるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、災害対策本部長からの指示を受けて、避難指示等を発令すべき対象として、市があらかじめ定めた地域であって、住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域を合わせた地域をいう。
住民事前避難対象地域	事前避難対象地域のうち、市が避難指示を発令し、全ての住民が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域をいう。
高齢者等事前避難対象地域	事前避難対象地域のうち、市が高齢者等避難を発令し、要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域をいう。
避難検討対象地域	30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域を基本としつつ、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれがある地域を対象とし、市が設定する地域をいう。
避難可能範囲	徒歩を前提として、地震発生から津波の到達が予想される時間までに避難することの可能な範囲をいう。
後発地震	本指針では、最初の地震の後、またはゆっくりすべりケースでの地殻変動の後に発生するおそれがある大規模地震をいう。

5 地域特性

図3 豊橋市の地域特性

